

令和7年度答申第1号  
令和7年6月20日

諮問番号：令和6年度諮問第1号（令和7年3月13日諮問）  
審査庁：大野市長  
事件名：住民税均等割課税処分事件 事件番号1

## 答 申 書

令和7年3月13日付け総第30号で大野市長から諮問のあった令和6年6月12日付け市民税・県民税・森林環境税課税処分（通知書番号1378）に係る審査請求（住民税均等割課税処分事件 事件番号1）について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和6年6月12日に提起した、処分庁（大野市長）による令和6年6月12日付け市民税・県民税・森林環境税課税処分についての審査請求を棄却すべきである旨の審査庁（大野市長）の判断は、結論において正当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

令和6年4月16日付け、大野市地域づくり部市民生活・統計課長名通知の「『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付申請について」における自己負担限度額適用区分が「低所得Ⅱ」及び認定証の適用区分が「区分Ⅱ」であり、所得の区分は世帯の全員が住民税非課税者によるものである。しかし、令和6年6月12日付け納税通知書における住民税の均等割課税は、認定証における課税処分と相違している。このことから、住民税均等割課税処分を取り消すこと。

## 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本審査請求を棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、本件請求は棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定書の適用区分の判定のための所得の年度と、令和6年度市民税・県民税・森林環境税通知書に記載された住民税均等割課税処分における所得の判定年度が違うことから、違法性や不当性は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和7年3月13日 諮問の受付及び添付書類の收受

令和7年3月24日 第1回審議

令和7年5月19日 第2回審議

令和7年6月20日 第3回審議

## 第5 審査会の判断理由

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「第3 理由」と同旨であり、次のとおりである。

### 1 法令の規定

#### (1) 地方税法

ア 個人の市民税の賦課期日は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第318条において、「当該年度の初日に属する年の1月1日とする」旨定められている。

イ 法第295条第1項各号に定める市民税を課することができない者は、「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所

得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)、同条第3項に定める課すことができない者は、「市町村はこの法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課すことができない。」旨定められている。

ウ 市民税の申告は、法第317条の2において、「総所得金額等、同条第1項各号の賦課徴収に必要な事項を記載し、3月15日までに市長に提出しなければならない」旨定められている。

エ 個人の道府県民税の非課税の範囲は、法第24条の5第3項において、「道府県は、第295条第3項の規定により個人の市町村民税の均等割を課すことができないこととされている者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課すことができない。」旨定められている。

(2) 大野市税賦課徴収条例等

大野市税賦課徴収条例(昭和41年条例第14号。以下「条例」という。)第23条第1項第1号において、「市内に住所を有する個人に対し市民税の均等割を課す」旨定め、個人の市民税の非課税の範囲は、第24条第1項で、「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)、同条第2項で「法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。」と定められている。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律等

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第

318号。以下「施行令」という。)第7条において、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第2号及び第3号の規定による一部負担金にかかる所得の金額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。)の所得について行うもの」と定められている。

## 2 前提となる事実関係

本件において、当事者間に争いのないと思われる事実及び審理手続に提出された証拠関係から容易に認められる事実として、次の事実関係が認められる。

- (1) 審査請求人は、個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日に大野市内に居住しており、同年3月14日に、「令和6年度分 市民税・県民税申告書」(以下、「本件申告書」という。)を処分庁に提出した。
- (2) 審査請求人が提出した本件申告書中「⑳障害者控除」の欄には、審査請求人の配偶者が身体障害者である旨の記入があるが、審査請求人自身についての記載はない。
- (3) 同じく、審査請求人が提出した本件申告書中「2 所得金額⑫合計」の額は892,675円であり、かかる所得金額は、条例第24条第2項に定められる非課税範囲の対象外である。
- (4) 処分庁は、本件申告書の内容に基づき、令和6年度個人住民税の算定をし、令和6年6月12日付で本件処分を行った。
- (5) 令和6年4月頃、審査請求人は、処分庁に対し、世帯構成員の変更手続きを行ったところ、かかる世帯構成員の異動に基づき、審査請求人の後期高齢者医療限度額適用区分が変更され、負担区分が「一般Ⅰ」から「低所得者Ⅱ」(令和6年5月から令和6年7月までを有効期限とする)となった。

## 3 本件課税処分の適法性及び妥当性について

本件処分庁は、審査請求人が提出した本件申告書に基づき、審査請求人の令和6年度の市民税・県民税を算定し、審査請求人には、法が定める非課税対象該当事由がないと判断し、審査請求人に対する住民税の均等割課税処分を行った。

本件申告書の記載内容によれば、「⑳障害者控除」の欄には審査請求人の配偶者についての記載はあるもの審査請求人本人の記載はなく、その他法第295条第1項各号および条例第24条1項各号の規定に該当する記載はないことから、法第295条第1項各号及び条例第24条第1項各号が定める非課税対象者に該当しないと判断したことは妥当である。

また、本件申告書中の「2 所得金額⑫合計」の額は、法第295条第3項及び条例第24条第2項が定める非課税となる所得額828,000円以下ではないことから、上記(1)②の法第295条第3項及び条例第24条第2項が定める非課税対象者に該当しないと判断したことも妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

##### (1) 後期高齢者医療限度額認定証の負担区分判定との関係について

非課税該当性の判断について、審査請求人は、上記2(5)記載の令和6年4月16日付で大野市より交付された「後期高齢者医療限度額適用・標準負担限度額認定証」の負担区分について、令和6年5月から同年7月分の認定が「低所得者Ⅱ」とされているところ、かかる所得の区分は、世帯全員が住民税非課税者によるものであるから、令和6年6月12日付本件処分について住民税の均等割課税処分がされたことと相違している旨主張し、本件処分の違法性を主張する。

この点、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証における自己負担限度額適用区分は、令和6年4月に世帯構成員の異動があったことから、令和6年4月まで適用していた負担区分「一般Ⅰ」が、令和6年5月から令和6年7月までを有効期限とする「低所得者Ⅱ」の変更によるものである。その自己負担限度額適用区分

の所得の額の算定方法は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条において、世帯構成員の異動後の令和6年5月から令和6年7月までの期間であることから、前々年である令和4年中の所得について行っているものであり、住民税非課税世帯としている。

一方、令和6年度市民税・県民税・森林環境税通知書における課税は、令和6年1月1日の賦課期日において、市内に住所を有する審査請求人に対し、審査請求人が提出した令和5年中の所得等を記載した令和6年度分市民税県民税申告書に基づいて、処分庁が住民税の均等割を賦課している。なお、非課税要件にも該当しない。

以上のとおりであり、認定証の適用区分の判定のための所得の年度と納税通知書における所得の年度が違ふことから、この点に関する審査請求人の主張は本件処分の違法性や不当性とは関係がなく、本件処分の適法性に影響を及ぼすものではない。

(2) その余の審査請求人の主張について

審査請求人は、自身が提出した令和6年度分の本件申告書について、前年までは審査請求人自身が障害者として記載していたところ、本件申告書では障害者控除の欄に審査請求人自身ではなく審査請求人の配偶者の記載がされていることについて「(処分庁が)勝手に行った」旨指摘している。

しかしながら、本件申告書には、審査請求人自身の署名があり、審査請求人が内容を確認し処分庁に対し提出したものと評価できること、他方で本件申告書が審査請求人に無断で加筆修正等されたと認められるに足りる事実及びその証拠はないことから、本件において、本件申告書の内容を審査請求人以外の者が「勝手に行った」とは認められない。

(3) 小括

以上のとおりであり、本件処分の適法性に関する審査請求人の主張はいずれも認められない。

5 結語

以上のことから、本件処分については違法または不当な点は認め

られず、審査請求には理由が無いことから、本件審査請求は、審査庁の意見のとおり、棄却されるべきである。なお、本答申は諮問に  
応答する性質上、判断理由としては上記のとおりとし、その余の考  
慮については次の「付言」として指摘することとした。

## 第6 付言

本案件の調査審議を進めていく過程で、行政不服審査法第74条に基づき、審査庁に対し必要な調査を求めたところ、令和4年度分、令和5年度分の審査請求人の市民税・県民税申告書「⑳障害者控除」欄について、審査請求人本人が大野市賦課徴収条例第24条第1項第2号に規定する障害者に該当しないことを確認した。したがって、同号該当性を指摘する審査請求人の令和7年2月21日付反論書送付通知書「第4について」の記載には、結果として理由がなかったことになるが、審査請求人が同申告書の記載に依拠した反論を展開したことはもっともである。

税は、社会の構成員として税を広く公平に分ち合っていくため、「公平・中立・簡素」を原則としているが、その賦課徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、十分な調査を経たうえでの適正な処分が望まれる。

また、行政不服審査法においては職権探知主義の採用が許容され得るから、行政不服審査請求書に記載なき場合でも、審査庁において処分の適正に疑義を抱いて然るべき主張・証拠を発見した場合には、公益実現と実質的公正を確保するためにも、当該主張・証拠について調査したうえで適切に審理されるよう心掛けていただきたい。

大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会

会長 神田 芳和